

会議案第4号

大津市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び大津市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり提出する。

平成23年6月17日

大津市議会議長

北村正二 殿

提出者	塚本 正弘
	杉浦 智子
	佐々木 松一
	石黒 賀津子
	岸本 典子
	黄野瀬 明子

## 大津市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

市議会議長、市議会副議長及び市議会議員の平成23年7月1日から平成24年3月31日までの間における議員報酬の月額、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)別表第1の規定にかかわらず、同表による額からその100分の20に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

### 附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

### (提案理由)

現下の大津市財政の状況及び市民生活の実情に鑑み、当面議員報酬を削減し、東日本大震災の救援・復興支援並びに市民福祉の向上の財源とするため。